

綾町産後ケア事業について



出産後のお母さんが少しでも安心して子育てができるように、

助産師による産後の体調管理と育児をサポートします。

R7.9.1 現在

利用できる方	綾町に住民票がある、出産後1年以内のお母さんとお子さんで産後の体調または育児に不安がある方（例：R7.4.1 出産の場合→R8.3.31 まで利用できます） ※母子のいずれかに感染症状のある方、医療行為が必要な方は除く
サービスの内容	●お母さんの心身のケアや生活のアドバイス ●授乳に関する相談や乳房ケア ●体重測定、発育や発達のアドバイス ●育児相談、沐浴方法、スキンケアなどのアドバイス など
利用日数	2型（宿泊・通所）を通算して5日まで ※5日を超過した場合、全額自己負担となるためご注意ください。
利用者負担額	下の表で確認してください。減免世帯とは、生活保護世帯、非課税世帯のことです。 洗濯、ミルクやおムツを利用した場合は別途自己負担になります。 利用者負担額は、利用施設に直接お支払いください。
利用方法	原則、事前申請が必要です。 ※事前申請ができない場合は必ず健康センターまでご相談ください。

❁ 宿泊型

病院や助産院に宿泊して
ケアを受けることができます。

- 利用期間(時間) 1泊2日
- 利用者負担額

課税世帯	6,000円
減免世帯	1,000円

 連続する場合の以降1泊

課税世帯	3,000円
減免世帯	500円
- 利用できる施設（五十音順）
 - ・県立宮崎病院 ※生後3か月まで
 - ・母と子の家 藤田助産院（宮崎市 広原）

❁ 通所型

助産院に通所してケアを
受けることができます。

- 利用時間 10時～16時
- 利用者負担額

1日 2時間	課税世帯	1,000円
	減免世帯	0円
1日 5時間	課税世帯	2,000円
	減免世帯	0円
- 利用できる助産院（五十音順）
 - ・助産院 だいたい（国富町 仲町）
 - ・はれはれ助産院（宮崎市 新城町）

★利用施設の連絡先（五十音順）★

○県立宮崎病院 周産期センター

0985-24-4181

○助産院 だいたい（本庄小学校近く）

080-1170-6759

○はれはれ助産院（宮崎市新城町）

080-5257-0232

○母と子の家 藤田助産院（日章学園中学校・高校近く）

090-4487-0197

お申込み・お問い合わせは

裏面をご覧ください



利用の方法

利用申込

○利用を希望する場合は、利用サービス及び利用施設を選択のうえ健康センターへ申請書を提出してください。

○事前申請ができない事情がある場合には、必ず事前に健康センターへ相談をしてください。

申請に
必要なもの

- ①綾町産後ケア事業利用申請書
- ②母子健康手帳

利用 の決定

○審査の結果で利用決定となった場合は、「綾町産後ケア事業利用承認通知書」をご自宅に郵送します。

○利用施設に「日時」「持参（準備）するもの」「注意事項」などを確認してください。

○ご利用に際して不安なことや相談したいことがあれば、利用施設にお伝えください。

○サービスを利用します。利用料は利用施設に直接お支払いください。

利用時
に必要なもの

- ①母子健康手帳
- ②健康保険証（母と子どもどちらも）
- ③綾町こども医療費受給資格証
- ④その他、利用施設から案内があったもの

産後ケア 利用

【注意事項】

○キャンセルや変更は早めに利用施設に連絡してください。利用日前日17時以降のキャンセルの場合はキャンセル料金が発生します。キャンセル料金については、健康センターまたは利用施設にご確認ください。

○利用中は施設のルール、指示をお守りください。

赤ちゃんってどんなふうにお世話をしたらいいの？

母乳は足りてるのかな？



産後のお母さんを
応援します！

ご利用を希望される方は、
下記までご相談ください
[綾町健康センター]
TEL：77-0195
平日 8：30～17：15